

第1回岡山県電気機械器具製造業

最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和4年9月7日（水）午後1時30分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室A
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之
益 田 佐和子
米 山 毅一郎 |
| 労働者代表委員 | 岩 崎 真 二
内 藤 陽 介
村 上 達 哉 |
| 使用者代表委員 | 上 本 智 宣 |
| 事務局 労働基準部長 | 子 安 成 人 |
| 賃 金 室 長 | 浮 森 香 葉 |
| 賃 金 係 長 | 遠 藤 英 文 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |

4 議 事

遠藤係長

ただ今から、第1回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望はございませんでした。

今年度第1回目の審議であり、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めます。

感染症対策のためのアクリル板設置とマスク着用等に引き続き御協力をお願いします。

部会委員の皆様の御紹介につきましては、私がお一人お一人のお名前をお呼びしますので、着座のまま一礼をお願いいたします。

まず、公益委員の米山委員、片山委員、益田委員。

続いて、労働者側委員の内藤委員、岩崎委員、村上委員。

使用者側委員の上本委員。

続きまして、事務局の職員を御紹介します。

子安労働基準部長、浮森賃金室長、諏訪観察監督官、私は賃金係長の遠藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、定足数について御報告いたします。

本日は使用者側委員の石黒委員、角田委員が御欠席ですが、他の委員7名が御出席でございますので、最低賃金審議会令5条2項準用の定足数、委員の3分の2以上、又は、公労使各3分の1以上の出席を満たしていますことを御報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項は、

- (1) 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- (2) 特定最低賃金専門部会における審議の進め方について
- (3) 特定最低賃金専門部会の運営について
- (4) 資料説明について
- (5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (6) 今後の審議日程について
- (7) その他

でございます。

第1回目の審議に入ります前に、子安労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

子安部長

労働基準部長の子安でございます。

昨年に引き続きまして事務局として対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

皆様、大変御多忙の中御参加くださり、まずは御礼申し上げます。

ます。

昨年度に引き続きまして、産業別特定最低賃金7業種の必要性の審議の段階から専門部会を設置して、関係労使の皆様と議論を行っていただくこととなりました。

すべての業種の企業と労働者に適用される地域別最賃につきましては、10月1日から30円引き上げて時間額892円となります。7月末と8月に行いました審議では、物価高の影響が消費者である労働者の生活に大きな影響を与え、大変厳しい状況になっているというような御意見をいただきました。

また、企業間取引で企業も同じく厳しい状況であり、政府として価格転嫁にいろいろと取り組んでいただいているのは承知しているけれども、今のところ岡山県内には肌感覚として価格転嫁が進んでいる実感が湧かないという御意見が出まして、今年度も大変難しい審議となりました。

このほかの動きとしまして、今年の5月に、昨年度の特定最低賃金の運営に関しての感想や、今年度以降の審議の進め方、あり方に関して本審委員の方々と全員協議会を行いました。

その中で、昨年は発効日が一番遅いもので2月になりました。他局では、従前どおり12月末までにはだいたい発効しております。同じ発効するのであれば少しでも早く発効できるよう、審議の開始を1日でも早くという御意見がありましたので、今回いろいろと無理をお願いして、昨年以上に日程調整に御協力をいただきました。また、今日に関して言いますと、まだまだ感染症の影響があり、最初からこの人数での審議を予定していたわけではございませんので、そこは御承知おきください。

また、6月には使側の御意見を踏まえまして、県内零細企業の視察を3年ぶりに行いました。

さらに、政府の動きとして9月から物価高を踏まえた業務改善助成金の拡充がありました。加えて、東京と比べて低い地域、主にDランクの最賃格差の非常に大きいところを、少しでも押し上げに資するよう業務改善助成金が拡充されました。この2点が、今年の中賃の目安答申の中に公益委員の意見として出ていました。この2点を早々に反映し、9月1日から変更しております。その内容を反映させたリーフレットを資料の中に入れてございます。

また、現在依然として第7波が続くコロナウィルス感染症や、物価高、原材料の入手にあたっての物流の混乱の影響というものもございます。

一方で、少子高齢化による今後の人手不足、そして人材開発、働き改革などの対応については、業種により様々な受け止め、

動きがあるということもございまして、ここに県内の実情を踏まえて、丁寧かつ真摯な議論をお願いしたいと思っております。

なお、特定最低賃金が各産業の労使のイニシアティブで行われるということと、全会一致の原則、この点について変わりはありませんので、御理解と御協力のほどよろしくをお願いいたします。

遠藤係長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長・部会長代理は公益委員のうちから選出することとされています。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で協議を行い、候補を選んでいただいています。

部会長は片山委員、部会長代理は益田委員です。

御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

遠藤係長

御了承いただきありがとうございます。

では、以後の議事につきましては、片山部会長にお願いいたします。

片山部会長

部会長を仰せつかりました、片山でございます。よろしくお願いいたします。

今年度の特定最低賃金の審議につきましては、昨年度に引き続き改正の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。

労使のイニシアティブにより、丁寧かつ効率的な特定最低賃金の審議を進めていきたいと考えておりますので、皆様、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

付議事項に入る前に、議事録の署名人について決めておきたいと思っております。

特定最低賃金運営規定第6条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員2名が署名する。」ものとされていますので、部会長である私と、労側は内藤委員、使側は石黒委員を予定しておりましたが、石黒委員が本日御欠席のため、上本委員にお願いいたします。

本日の大まかな予定を御説明いたします。

まず付議事項(2)、(3)につきましては、今年度の審議の進め方などを事務局から説明していただきます。続いて、付議事項「(4) 本日配付の資料説明」についても事務局からお願いいたします。

その後、付議事項「(5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無に係る基本的な考え方」を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けようと思いますので、資料説明の後に一旦休憩とし、だいたい午後2時15分頃には再開したいと思います。労使それぞれ5分から6分程度で御発言をお願いします。本日の終了予定時刻は、午後3時頃を予定しています。

それでは、付議事項「(2) 特定最低賃金専門部会における審議の進め方」について、事務局から説明をお願いします。

浮森室長

それでは説明させていただきます。

今年度の7業種の改正決定に係る申出については、いずれも形式的要件を具備しており、7月5日の本審で改正の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。資料No.2-①を御覧ください。

今年度は、原材料の高騰や円安、新型コロナウイルス感染症の影響が各産業により様々であることから、本審で一括して審議することは難しいという御意見、各産業の労使で議論を行うことが必要であるとの御意見がありまして、昨年度に引き続き必要性の有無の段階から専門部会を設置して、各部会で必要性審議を行うこととなりました。最賃法第25条第1項に基づく専門部会となります。

必要性審議の専門部会で「必要性あり」で全会一致となった場合は、金額審議を行うこととなります。全会一致とならなかった専門部会については、審議終了となります。審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いします。」ことを8月2日諮問で追加し、かつ、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することで、本審を開催することなく、引き続き、金額審議を行うことができるようにしております。資料No.2-②につけております。

この段階で法第25条第2項に基づく金額審議の専門部会となり、委員は兼務です。ただし、金額審議にあたっては最賃則第11条に基づく意見聴取の公示手続が必要になるため、必要性ありとなった日から金額審議まで3週間空けることとなります。以上です。

片山部会長

ただ今の事務局の説明について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長

では、付議事項「(3) 特定最低賃金専門部会の運営について」に移ります。

専門部会の結審方法など、運営の詳細について事務局から説明してください。

浮森室長

机上の資料を見ながら聞いていただけたらと思います。

審議会令第6条第5項の適用について、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされております。先ほど付議事項「(2) 改正審議の進め方」でも説明したとおり、8月2日の審議会において、必要性審議の専門部会において全会一致の場合は、この規定を適用することで合意しております。従いまして、専門部会の決議を本審の答申とし、引き続き金額審議に移行します。また、金額審議の専門部会においても令第6条第5項を適用することで合意されております。

なお、必要性について全会一致とならなかった専門部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。また、必要性ありで全会一致となり、その後の金額審議において全会一致とならず結審した専門部会の産業につきましては、後日本審に報告の上、本審で審議が行われることとなります。

片山部会長

ただ今の事務局の説明について、皆様何かございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長

①必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも、審議会令第6条第5項を適用すること。②必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること。③金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

次回以降の審議の公開・非公開につきましては、令和3年度においては、各委員の忌たんのない御意見をいただく必要があることから、非公開としていました。今回の必要性審議においても、同様の事情により、非公開にしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

それでは、第2回以降の専門部会を非公開とします。
付議事項「(4) 資料の説明」について、事務局からお願いします。

浮森室長

それでは、資料説明をさせていただきます。
資料No.3から説明させていただきます。
これは、日本銀行岡山支店が本年9月5日に発表した「岡山県金融経済月報」です。
概況としては、「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、持ち直しを続けている。」として、令和4年4月以降「持ち直している。」という景気判断を継続しています。
最終需要を見ると、
個人消費は、持ち直しを続けている。
設備投資は、増加している。
住宅投資は、高めの水準で推移している。
公共投資は、高水準で推移している。
輸出は、名目ベースで増加している。
雇用・所得環境を見ると、労働需給は引き締まり傾向が強まっており、雇用者所得は、緩やかに改善している。
とされています。

次に2ページの「(2) 生産」を見てみますと、主要製造業業種ごとの足下の生産動向として、今日の専門部会関連の産業ですと、「電気機械は弱めの動きが見られる。」とされています。

それから、次ページ以降につきましては、岡山県の主要経済指標が記載されておりますので、後ほど御覧ください。

次に資料No.4、令和4年7月27日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「持ち直している。」としています。これは前回4月判断と比較し、上向き判断となっています。

総括判断の要点としては、本年4月と比較し「個人消費」と「設備投資」は上昇、「企業収益」は下降、生産活動、雇用情勢等ほかの項目では、横ばいの状況です。

また、先行きについてですが、「感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中での原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。」としています。

次ページ以降は各論になっておりまして、「生産活動」の項目

では、「電気機械は、車載向けの需要が好調なことなどから生産は高水準となっている。」と解説されています。

また、次ページ以降、本報告の資料編となっておりますので、参考としていただければと思います。

次に、資料No.5です。岡山県が8月22日に発表した「岡山県 鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」の令和4年6月分です。

生産指数は対前月比0.9%増の95.9で2か月連続の上昇となっています。6月は生産、出荷、在庫いずれも上昇したコメントが付いております。

3ページから「4.生産の業種別動向」(1)主要業種の生産動向、(2)業種分類生産指数、(3)特掲業種分類生産指数があります。原指数、季節調整済指数が掲載されており、各産業の数値において、前年同月比、前月比等確認いただければと思います。

次に資料No.6を御覧ください。労働局職業安定課が8月30日に発表した「雇用情勢」です。

有効求人倍率につきましては、7月の有効求人倍率は1.56倍となり、前月と比べ0.03ポイント上昇しています。

新規求人数につきましては、7月の新規求人数は、対前年同月比で7.8%増となり、9か月連続で増加しています。産業別では、6ページの表になりますが、Eの製造業が8.1%増で、そのうち、電子部品・デバイス・電子回路が36.7%減、電気機械器具で38.0%増、情報通信機械器具では200.0%増となっています。

参考指標としていただければと思います。以上です。

片山部会長

ただ今の資料説明について何かありませんか。

(特になし)

片山部会長

事務局に確認したいのですが、ほかの部会の状況はどうなっていますか。

浮森室長

日程をいろいろ調整し合同部会を目指しておりましたが、なかなか調整がつかせませんでしたので、今日の午前中に一般機械、自動車、船舶、小売の4業種の合同部会を開催させていただきました。

それに先立ちまして、先日、鉄鋼の専門部会、そして今日が電気、耐火物は9月12日に開催予定となっています。

昨日開催した鉄鋼は、労使で必要性ありということで合意がありまして、答申をいただいております。以上です。

片山部会長

では、これから休憩に入らせていただきます。
この間を利用して、労使の打合せ時間とさせていただきます。
なお、再開は2時からとさせていただきますので、委員の皆様よろしくお願ひします。

浮森室長

それでは、控室を御案内いたします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

片山部会長

それでは、付議事項「(5) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」の審議に入りたいと思います。

まず、労使各側から、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ5分から6分程度での発言に御協力いただくようお願いいたします。

お聞きする順番は、労働者側委員、その後、使用者側委員にお願いいたします。

それでは、労側の代表の方お願いいたします。

内藤委員

私から意見を申し上げたいと思います。

まず、先ほども情勢等で説明がありましたように、電機産業については半導体を始めとする部材の不足や下振れリスクもまだありますが、多くの企業では昨年度の決算で増収増益となっております。状況は大きく変化はなく、引き続き好調な状況が続いています。

一方で、円安もかなり進んできており、経営としての不安要素は一定程度あるものと理解しています。また、生活を見ても、物価上昇に繋がっている側面も強くあります。

そういった中で今年の春闘では、企業内最低賃金の引上げを行っております。電機産業で働く労働者全体の賃金の底上げ、公正処遇の拡大に向けて公正競争を確保し、また、電機産業全体が健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を担ってきていることから、全体としては2,000円の引上げを行っております。

一方で、この闘争を行った頃にはまだ物価上昇が始まっていませんでした。先ほどの資料にもありましたが、2%程度の物価上昇がありましたので、労働者の生活という意味では、かなり苦しい側面も出てきております。企業内最低賃金の引上げ以上に特定最低賃金に対しての期待が強まっていると捉えています。

また、岡山県の有効求人倍率を見ても、1.5倍程度ということで、全国平均を上回っている状況です。引き続き人手不足感が強い傾向にあり、労働市場でも最低賃金の上げは重要だと捉えています。

このような側面から、必要性についてはありだと考えております。

その根拠としては、先ほども少し触れましたが、電機産業は今後の日本経済の成長や発展に貢献することが期待される位置づけにあることから、岡山県内における他産業の最低賃金水準を踏まえた上で当産業における特定最賃の水準決定が必要だと考えています。

また、公正競争確保の観点からも、近隣他県の電機最賃の水準を踏まえて改定を図る必要性があると考えております。

春闘で相場形成された賃金水準の改善結果を踏まえて、未組織労働者、組織労働者を含む、電機産業で働くすべての労働者の処遇に波及させることで更なる底上げ、底支え、格差改善を図っていく必要があると考えております。

また、現在、県内他産別、近隣他県の電機最賃と水準格差があることを踏まえ、岡山県内の電機産業において人材確保と能力発揮を後押しし、競争力あるものづくりやソリューション、あらたな雇用の創出に繋げていく観点から、適正な賃金水準の改定を図る必要があると考えています。以上です。

片山部会長

それでは、使側の代表の方をお願いします。

上本委員

それでは、私から意見を述べさせていただきます。

簡単に現在の電機産業を取り巻く状況を含めて話をさせていただきます。

まず、賃金の動向についてですが、企業業績を取り巻く環境としましては、皆さんも御存知のとおり、新型コロナウイルス感染症が現在は少し落ち着いてきましたが、つい先日まで過去最高を更新するような状況であり、猛威を振るっておりました。しかし、業績に対する影響というのは一時期に比べると緩和されているような状況でございます。

一方、ウクライナ情勢の混迷、長期化等を受けた資源、エネルギー価格の高騰に加えて、ゼロコロナ施策による中国経済の下振れなどがマイナス影響を及ぼしております。急速に進みました円安につきましては、輸出型製造業にはプラスとなり、内需型産業には投入コストの上昇などによりマイナスとなっております。

また、コロナの影響で拍車のかかったデジタル化、グローバル化、経済安全保障強化の流れのもとで、企業の設備投資意欲は底堅いものがありますが、原材料価格の大幅上昇の持続が予測される中、先行き不透明感は強くなっております。

このような事業環境の変化の中、企業経営としては雇用維持や新規労働力の獲得を行うため、事業継続可能な総額人件費をコントロールすることを念頭に、業績向上や経営成果に対しては賞与で報いることが望ましいと考えております。

次に、今後の見通しについてですが、電機産業の業績としましては、国内生産高累計が情報通信機械ではコロナ禍前から減少傾向が続いているものの、電気機械、電気部品、デバイスはコロナ禍前の水準以上まで増加するなど、全体としては大きく回復しました。

しかし、先に述べましたように、原材料価格やエネルギー価格の高騰などにより、まだまだ先行きは不透明であり、各企業はこれらの環境変化にスピード感をもって柔軟に対応することが求められております。

一方、コロナ禍において、事業活動を続けていく上で、産業界の多くで時差出勤、テレワークやオンライン会議など働き方や行動様式の変化対応に迫られており、これらはコロナ感染症が落ち着いた後も後戻りすることなく常態化していくものと思われれます。

電機産業においてはこの大きな変化を契機に、従来当たり前と想っていた既成概念を根本から変えていくべく、働き方の更なる進化に向けた具体的な検討が各方面で進んでいくことは間違いないところです。

今、日本では社会全体としてデジタルトランスフォーメーションの重要性が叫ばれており、AI や IoT を始めとする最先端のデジタル技術を活用し、SDGs に代表される様々な社会的活動課題の解決を目指す「Society 5.0 for SDGs」の実現に向けた取組が進められつつあります。電機産業はその課題解決を推進していくリーディングカンパニー産業としての役割を發揮していくことが期待されています。

このような社会の実現や役割の推進のためには、何より優秀な人材の確保と、それを支える労働環境整備が重要であることは間違いありません。

電機産業は引き続き大変厳しい状況に置かれていると認識していますが、これまでの少子高齢化による労働人口の減少、国内消費の衰退とグローバルでの経済競争の激化は、優勝劣敗の色を濃く、また、スピードを加速させています。

これに加え、直近の原材料高騰や依然として猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への対応、急激な円安対応等、様々な変化の波が押し寄せている状況にあります。

地方企業を含む裾野の広い国内電機産業構造の中で、産業全体として人件費を含めたコストマネジメントはより重要となっており、企業存続の最重要課題です。

最低賃金の大幅な引上げは、特に中小企業での事業存続にも影響することから、業界全体のサプライチェーンにも影響を及ぼしかねないものと危惧しています。

次に、産業別最低賃金改定の必要性についてですが、以上のような電機産業の状況認識から、産別最低賃金の改定については雇用の確保を第一とし、総額人件費を主眼におきながら、社会・経済環境や電機産業の展望、企業全体の動向、物価動向などを正しく認識した上で、地域別最低賃金とのバランスなどを勘案し、慎重に検討する必要があると考えています。

政策的な意図から急激に上昇してきた最低賃金は、産業基盤の中核である地方中小企業の経営を大きく圧迫することに繋がりがねないため、改定の必要性については慎重に検討すべきと考えています。

必要性があるかどうかについては、本日、使側委員2名が欠席でありまして、我々3名の中の意見の取りまとめもまだできていないのが実情です。申し訳ありませんが、次回、使用者側の意見を取りまとめて御報告させていただくこととさせていただきます。以上です。

片山部会長

ありがとうございます。
労使双方から御発言をいただきました。
質疑等はございますでしょうか。

(特になし)

片山部会長

よろしいでしょうか。
確認ですが、労側は必要性あり、使側としては3人の委員の意見を取りまとめて、次回御意見をいただくということによろしいでしょうか。

上本委員

はい。

片山部会長

では、本日はこれ以上の進展が見込まれませんので、これをもちまして本日の必要性の審議を終わりたいと思います。

次に、付議事項「(6) 今後の審議日程」について事務局から説明をお願いします。

浮森室長

審議日程の調整につきましては、いろいろ御協力いただきましてありがとうございました。

皆様の御都合をお聞きして、できる限り皆様に御出席いただけるようにということで調整をさせていただきました。先般第2回目までの通知は差し上げております。第3回目以降については審議の進行状況により、今後調整させていただきますので、よろしくをお願いします。

片山部会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、今後の審議日程につきましては委員の皆さんの格段の御協力をよろしくをお願いします。

次に付議事項「(7) その他」ですが、事務局から何かございますでしょうか。

浮森室長

1点確認させていただきます。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は公開として開催しておりますので、議事録を作成し、これを公開します。

第2回目以降の専門部会につきましては、先ほど非公開ということが確認されましたので、議事要旨を作成し、公開することによってよろしいでしょうか。

(同意する声)

浮森室長

ありがとうございます。

片山部会長

議事録、議事要旨の取扱いにつきましてはそのようにお願いします。

ほかに委員の皆様から何かありますでしょうか。

(特になし)

片山部会長

それでは、本日はこれをもちまして第1回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部会を終わります。

次回ですが、9月14日水曜日、午後3時30分から、本日と同じフロアの岡山第2合同庁舎2階共用会議室Cで第2回専門部会を開催いたします。必要性の審議というのは、0円か1円以上引上げが行われるかが争点となりますから、それを再確認

いただき、効率的審議に御協力をいただければと思います。

次回はできれば結論を得たいと考えておりますので、各委員の皆様の御協力をお願いいたします。

本日は大変御苦勞様でした。